

16-2 令和8年度 いじめ防止のための基本方針

小須戸小学校
生活指導部

【いじめ防止対策推進法 2013.6.28 より】

(学校いじめ防止基本方針)

第13条

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする

1 いじめの定義(法第2条)

「当該・児童生徒が一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、心身の苦痛を感じているもの」

なお、起こった場所は、学校の内外を問わない。

※たとえ行為が悪ふざけのつもりでやっていたことでも、その行為を受けた人が

「精神的にショックを受けた」と言えば、それは立派にいじめということになる。

(殴る、蹴るなどの暴力を伴う行為については、場合によっては犯罪と見なす)

2 いじめの種類

- (1) 身体的ないじめ (2) 無視 (3) 性的ないじめ (4) 嫌なことを強要する
- (5) 陰口をたたく (6) 物質的ないじめ (7) ネットいじめ (8) 噂をながす
- (9) 笑いものにす (10) 暴言 (11) 勉強などを妨害する
- (12) わざと間違った情報を流す など

3 いじめ未然防止のために ★キーワード 小須戸っ子マインド「尊重」「責任」「安全」

(1) PBIS に基づく生徒指導の推進

- ・自分の「生活」を自分で舵取りする子どもを育てる
- ・全教職員による PBIS の推進
- ・職員による児童への「自立」「協働」「創造」の問い掛け

(2) 児童理解

- ・子どもを語る会の実施(年2回)と、職員終会での情報共有(通年)
- ・児童理解にかかわる校内研修会の実施(年1回)
- ・「なかまとのかわり」についてのアンケート(年3回)と教育相談(年3回)の実施

(3) いじめ未然防止プログラムの実施

- ・「いじめ未然防止教育プログラムに係る説明動画」「学級活動(2)の授業動画の視聴
- ・いじめに正面から向き合う学級活動(2)の授業の実施
- ・いじめに係る問題場面を教材とする道徳科の授業の実施

(4) いじめの兆候を見過ごさない(いじめの積極的認知)

全ての教職員は、いじめを探知するための「アンテナ」と「ソナー」を持つ。

- ・子どもたちから特定の子どもの名前が挙がる回数が増えた
- ・特定の子どもが発言すると、教室内に意味ありげな笑いが起こる
- ・クラスの中で、特定の子どもを避けるような動きが見られる
- ・休み時間になると、子どもたちが特定の子を囲むように集まる
- ・遊び時間に、特定の子どもだけがオニの役をやらされている
- ・遊び時間に、特定の子どもだけが格闘遊びの相手をさせられている
- ・特定の子どもに対して、侮辱的な言葉が集中して向けられる
- ・特定の子どもが、休み時間になると保健室や教務室にやってくる
- ・特定の子どもが、休み時間になると一人でポツンとしている
- ・特定の子どもの表情が、おどおどしていたり、うつむいていることが多い
- ・特定の子どもの顔に、泣いた形跡が見て取れる
- ・特定の子どもが、一人で遅れて教室に入ってくるが増える
- ・グループ分けの際、特定の子どもがいつもはずされる
- ・給食の時、特定の子どものおかずが無理に盛られている
- ・下校の際、特定の子どもが他の子どもの分まで荷物を持たされている
- ・特定の子どもの教科書やノートに落書きがされている
- ・特定の子どもの持ち物がなくなる

※目に見える様子だけでなく、児童の話、つぶやき、普段と異なる行動、ノートやメモの記述、制作物などにもアンテナをはる。

※学校内外問わず、兆候を見過ごさないよう心掛ける。

4 いじめを認知したら(組織的認知と対応)

※これらに気付いたら、関係者及び周囲の子どもたちから事実確認を行い、個別に面談を行う。

始めから無理に突き止めようとせず、

「ちょっと気になっているんだけど」と切り出し、

「何かあったら相談に乗るよ」と教師の親身な態度を示し、安心感を与える。

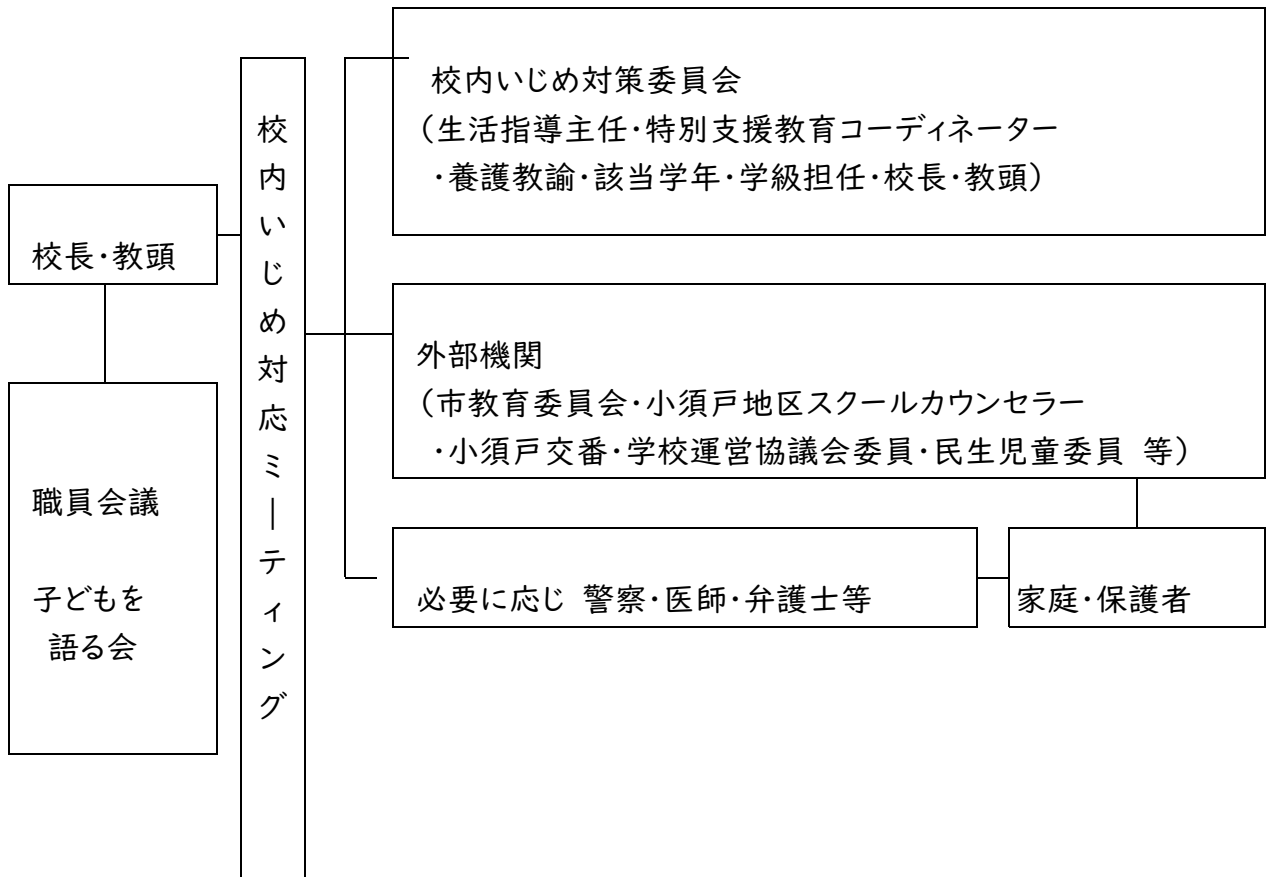
※いじめを確認してからの迅速な対応と指導

情報キャッチ → 担任 → 学年主任 → 校長・教頭 → 事実確認

(生活指導主任)

→ いじめ対策委員会 → 対応・指導

5 いじめ防止のための組織的指導体制



6 いじめ防止基本方針における「年間計画」(別紙)